

○経済産業省令第 号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則

（用語の定義）

第一条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号。以下「法」という。）及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行令（令和●年政令第●号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（デジタルプラットフォームと一体として提供する事業）

第二条 令第一項の表の第一号の下欄口に規定する経済産業省令で定める事業は、法第四条第二項の規定に

よる届出に係るデジタルプラットフォーム（以下この条及び次条第三項において同じ。）の提供と一体として一般利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。次項及び次条第四項において同じ。）に対して行う事業であつて、商品等提供利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この項において同じ。）が提供する商品の破損が生じた場合において当該商品の修理に要する費用を負担する事業その他の商品等提供利用者による商品等の提供に付随して行う役務の提供又は権利の付与に関する事業とする。

2 令第一項の表の第二号の下欄に規定する経済産業省令で定める事業は、デジタルプラットフォームの提供と一体として一般利用者に対して行う事業であつて、同号の中欄に定める事業に係る場を提供するソフトウェアを提供する事業及び当該ソフトウェアにおいて権利を販売する事業とする。

（事業の規模の範囲及び計算方法）

第三条 令第一項の表の第一号又は第二号の下欄の合計額を本邦通貨に換算する場合には、届出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

2 令第一項の表の第一号又は第二号の下欄の合計額の算定は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 令第一項の表の第一号の下欄口の国内売上額に比して同欄イの国内売上額の合計額が著しく過小であると認められる場合 同欄口の国内売上額

二 令第一項の表の第二号の下欄口の国内売上額に比して同欄イの国内売上額の合計額が著しく過小であると認められる場合 同欄口の国内売上額

3 令第一項の表の第一号の下欄イ及び第二号の下欄イの国内売上額の合計額の範囲は、国内の利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）を主な対象として行われる事業に係る取引額とする。

4 令第一項の表の第一号の下欄口及び第二号の下欄口の国内売上額の範囲は、国内の一般利用者を主な対象として行われる事業に係る売上額とする。

（デジタルプラットフォーム提供者の届出）

第四条 法第四条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、令第一項に定める事業の区分ごとに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、前項の届出書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更した事項を届け出なければならない。

3 第一項の届出書の提出及び前項の届出は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

（提供条件の開示の方法）

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、法第五条第一項の規定により提供条件を開示するときは、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、この場合において、当該提供条件が日本語で作成されていないものであるときは、当該提供条件の日本語の翻訳文を付さなければならない。

一 利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限り、当該特定デジタルプラットフォームを利用しようとするものを含む。以下同じ。）にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二 利用者が特定デジタルプラットフォームの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

2 法第五条第一項の規定により提供条件を開示するときに、やむを得ず前項に定める日本語の翻訳文を付すことができない場合は、その開示のときに期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。
(商品等提供利用者に対する開示事項)

第六条 法第五条第二項第一号に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品等提供利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。)が当該特定デジタルプラットフォームを利用して提供しようとする商品等の販売価格、送料その他の商品等の提供に係る条件について、当該特定デジタルプラットフォーム以外の販売経路におけるものと同等又は有利なものを付すことを求める場合には、その内容及び理由

二 特定デジタルプラットフォームを利用して商品等提供利用者により提供される商品等に係る決済手段その他の商品等の提供に関する条件が、第三条各項に定める事業において一般利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。)に対して提供する商品等に関するものと異なる場合には、その内容及び理由

三 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第八条第八項に定める「関係会社」をいう。この号において同じ。）が商品等提供利用者である場合にあって、当該関係会社に対する提供条件が当該関係会社以外の商品等提供利用者に対するものと異なる場合には、その内容及び理由

四 商品等提供利用者が提供した商品の返品又は商品等の代金の全部若しくは一部の返金その他の補償を当該商品等提供利用者の負担において行う場合には、その内容及び条件

五 商品等提供利用者に対し、当該商品等提供利用者が提供した商品等の対価として特定デジタルプラットフォームフォーム提供者が支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保する場合には、その内容及び条件
(特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における開示の方法)

第七条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、法第五条第三項又は第四項の規定によりそれぞれ同条第三項各号又は第四項各号に定める事項を開示するときは、その開示の相手方にとって明確かつ平易な表現を用いて記載するものとする。

2 前項の場合において、当該特定デジタルプラットフォーム提供者は、当該相手方から求めがあるときは、当該事項について日本語で翻訳した内容を遅滞なく開示しなければならない。

（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における開示の例外）

第八条 法第五条第三項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、同項第二号に掲げる行為又は次条に定める行為（以下この条において「これらの行為」という。）をする場合においては、次に掲げる場合とする。ただし、同号に掲げる行為をする場合にあつては同号に定めるその内容、同条に定める行為をする場合にあつては同条に定めるその内容（金額及び期限を含む。次条において同じ。）については開示するものとする。

一 これらの行為の相手方である商品等提供利用者が反復して提供条件に違反する行為をした場合であつて、当該行為により特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められるとき

二 これらの行為の相手方である商品等提供利用者が次に掲げる場合に該当するおそれがあると認められるとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（以下「暴力団員等」と

いう。）である場合

ロ 法人であつて、その役員又は使用人のうちにイに該当する者がある場合

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配している場合

三 前号に掲げる場合のほか、法令等（法令又は法令に基づく行政庁の処分若しくは要請をいう。以下同じ。）により、これらの行為を行う場合であつて、その理由を開示することにより、特定デジタルプラットフォーム提供者、一般利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき

（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における開示事項）

第九条 法第五条第三項第三号に規定する経済産業省令で定める行為は、商品等提供利用者に対する当該商品等提供利用者が提供した商品等の対価として特定デジタルプラットフォーム提供者が支払うべき金額の全部又は一部の支払の留保とし、同号に規定する経済産業省令で定める事項は、その内容及び理由とする。

（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における事前の開示期限）

第十条 法第五条第四項に規定する経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 法第五条第四項第一号に掲げる行為（商品等提供利用者が当該行為により生じる作業又は調整のために十五日より長い日数を要することが見込まれるものに限る。） 当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日

二 法第五条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 十五日前の日

三 法第五条第四項第二号に掲げる行為 三十日前の日

2 前項第二号に掲げる場合において、商品等提供利用者が当該変更の内容について同意をした場合にあつては、同号に掲げる日数を経たものとみなす。

（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における事前の開示等の例外）

第十一条 法第五条第四項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、同項第一号に掲げる行為（以下この項において「第一号の行為」という。）をする場合においては、次に掲げる場合とする。ただし、当該行為をする場合にあつては遅滞なく同号に定めるその内容及び理由については開示するものとする。

一 第一号の行為による内容の変更が極めて軽微なとき

二 法令等により、第一号の行為を行う場合であつて、速やかに第一号の行為を行う必要があると認めら

れるとき

三 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次項第五号において同じ。）を確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに第一号の行為を行う必要があると認められるとき

2 法第五条第四項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、同項第二号に掲げる行為（以下この項において「第二号の行為」という。）を行う場合においては、次に掲げる場合とする。ただし、第一号及び第二号の場合であつて第二号の行為をする場合にあつては遅滞なく同項第二号に定めるその旨、第三号の場合であつて第二号の行為をする場合にあつては第二号の行為を行う日以前の前条第一項第三号に定める日までに法第五条第四項第二号に定めるその旨、第四号及び第五号の場合であつて第二号の行為をする場合にあつては遅滞なく同項第二号に定めるその旨及び理由については開示するものとする。

一 第二号の行為の相手方である商品等提供利用者が反復して提供条件に違反する行為をした場合であつて、当該行為により特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の運営に支障を生ず

るおそれがあると認められるとき

二 第二号の行為の相手方である商品等提供利用者が次に掲げる場合に該当するおそれがあると認められるとき

イ 暴力団員等である場合

ロ 法人であつて、その役員又は使用人のうちにイに該当する者がある場合

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配している場合

三 前号に掲げる場合のほか、法令等により、第二号の行為を行う場合であつて、その理由を開示することにより、特定デジタルプラットフォーム提供者、一般利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき

四 第二号に掲げる場合のほか、法令等により、第二号の行為を行う場合であつて、速やかに第二号の行為を行う必要があると認められるとき

五 サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに第二号の行為を行う必要が

あると認められるとき

（特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出）

第十二条 法第九条第一項の規定による報告書は、令第一項に定める事業の区分ごとに、様式第二により作成して、年度の末日から二月以内に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次条第三項第一号に定める事項を示す資料を添付しなければならない。

3 第一項の報告書及び前項の添付書類の提出は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

（報告書の記載事項）

第十三条 法第九条第一項第一号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 特定デジタルプラットフォームの事業の概要

二 特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

イ 法第四条第一項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

ロ 国内の商品等提供利用者の数

2 法第九条第一項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

二 苦情及び紛争の主な類型

三 苦情及び紛争の処理期間の平均期間

四 苦情及び紛争の結果の概要

3 法第九条第一項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 利用者に開示した提供条件の内容（法第五条第二項に基づき開示された場合にあつては、その旨を示す印を含む。）

二 当該提供条件が第五条に定める方法により開示されたことを示す内容

4 法第九条第一項第四号に掲げる事項には、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和●年経済産業告示第●号）二．の基本的な考え方に示された方向性を実現するために、それぞれ講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

5 法第九条第一項第五号に掲げる事項には、特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価を含むものとする。

（特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の取消しの申出）

第十四条 法第十一条第一項の規定による申し出は、様式第三による申出書に、同項各号のいずれかに該当する事由が生じたことを証する書面を添えて、提出しなければならない。

2 前項の申出書の提出は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第十五条 法第十二条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第四のとおりとする。

（法第十九条第一項の経済産業省令で定める書類）

第十六条 法第十九条第一項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第四条第一項の規定による指定、法第六条第四項の規定による命令又は法第十二条第一項から第三項までの規定による報告の徴収 当該不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類

二 法第六条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類

(公示送達の方法)

第十七条 経済産業大臣は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、経済産業大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

(届出書等の用語)

第十八条 この省令に規定する届出書、届出、報告書及び申出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

1 特別の事情により、期日までに前項の報告書を日本語で提出することができない場合には、同項の規定にかかわらず、英語による翻訳文を当該期日までに提出し、当該期日から一月以内に日本語で作成した報

告書を提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の前年度において、同条に規定する事業の区分ごとに同条に規定する規模以上のデジタルプラットフォームを提供するデジタルプラットフォーム提供者の第四条の規定の適用については、「毎年度四月末日」とあるのは、「施行日から起算して一月を経過した日」とする。

様式第 1（施行規則第 2 条関係）

事業規模届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法 人 名
法 人 番 号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

- デジタルプラットフォームの名称
- デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名^{※2}
- デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地^{※2}
- 該当する事業の区分

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行令第 1 項の表の
第 号
- 同表の下欄に規定する事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの^{※3}

<数値の取得方法に係る説明>

=====

（記載上の注意）

- 印を付した欄は、記載しないこと。
- デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
- (1) 届出書を提出すべき日の属する年度の前年度の数値を記載すること。
 (2) 1 億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
 (3) 当該数値を算出するにあたり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。

様式第2（施行規則第12条関係）

定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法 人 名
法 人 番 号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 デジタルプラットフォームの名称

- 2 デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名^{※1}

- 3 デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地^{※1}

=====

（記載上の注意）

1. デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

1. 特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォームの事業の概要

(2) 特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値^{※3}

①法第4条第1項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

＜数値の取得方法に係る説明＞

②国内の商品等提供利用者の数

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝

(記載上の注意)

2. (1) ■印の欄は、記載しないこと。◆印の欄は、任意で記載すること。
(2) 特段の定めのない限り、報告書を提出すべき日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の数値又は内容を記載すること。
(3) 数値を記載する場合にあっては、当該数値を算出するにあたり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。当該数値を本邦通貨に換算する場合には、提出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。
3. (1) 「(2) 特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」において、法第4条第1項の指定を受けた年度の報告書の記載にあっては、指定を受けた月の末日時点の数値も併せて記載すること。
(2) 「①法第4条第1項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの」においては、1億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
(3) 「②国内の商品等提供利用者の数」
 - ・ アクティブな商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる商品等提供利用者数をいう。）とそうでない者の数を区別することが可能な場合にあっては、それぞれの数を記載すること。
 - ・ 前年度の末日時点の数値を記載すること。
 - ・ 1千未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

◆③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

＜数値の取得方法に係る説明＞

=====

（記載上の注意）

3. (4) 「③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」においては、売上額（商品等提供利用者が特定デジタルプラットフォーム提供者に支払う手数料等の総額をいう。）、取引数（前年度末日時点のものとする。）、国内の一般利用者の数（前年度末日時点のものとする。）、国内のアクティブな一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる一般利用者数をいい、前年度末日時点のものとする。）、取扱商品等数（前年度末日時点のものとする。）その他の特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値について、任意に記載すること。

2. 特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

(1) 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

<数値の取得方法に係る説明>

(2) 苦情及び紛争の主な類型

(3) 苦情及び紛争の処理期間の平均期間

<数値の取得方法に係る説明>

(4) 苦情及び紛争の結果の概要

◆ (5) その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項^{※4}

=====

(記載上の注意)

4. 「(5) その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項」においては、苦情及び紛争の主な類型ごとの例、当該例における特定デジタルプラットフォーム提供者の対応状況、法第5条第2項第2号の事項に関する一般利用者からの苦情の処理及び紛争の解決の概要、その他の苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について、任意に記載すること。

3. 法第5条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項^{※5}

(1) 利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）に開示した提供条件の内容

◆ (2) 法第5条第3項及び第4項に基づき開示された事項その他同条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

=====

（記載上の注意）

5. (1) 「(1) 利用者に開示した提供条件の内容」においては、前年度末日時点の内容を記載すること。
- (2) 「(2) 法第5条第3項及び第4項に基づき開示された事項その他同条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第5条第3項に基づき開示された事項」については、法第5条第3項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型及び当該類型ごとの開示の例、第8条各号に掲げる場合における同条各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。
- (3) 「(2) 法第5条第3項及び第4項に基づき開示された事項その他同条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第5条第4項に基づき開示された事項」については、法第5条第4項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型、当該類型ごとの開示の例及び実際に設けた事前通知の日数の例、第11条各項各号に掲げる場合における同項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。

4. 法第7条第1項の規定に基づき講じた措置に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和●年経済産業省告示第●号。以下「告示」という。）2. 1に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

①告示2. 1①に関する事項

②告示2. 1②に関する事項

③告示2. 1③に関する事項

(2) 告示2. 2に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

①告示2. 2①に関する事項

②告示2. 2②に関する事項

（３）告示２．３に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

①告示２．３①に関する事項

②告示２．３②に関する事項

（４）告示２．４に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

①告示２．４①に関する事項

②告示２．４②に関する事項

◆ （５）その他法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

5. 法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項^{※6}

(1) 法第9条第1項第2号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(2) 法第9条第1項第3号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(3) 法第9条第1項第4号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(4) 特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

◆ (5) その他法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以上

=====

(記載上の注意)

6. (1) 「(1) 法第9条第1項第2号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示(特定デジタルプラットフォーム提供者自ら行動指針を定めた場合にあっては、告示及び当該行動指針。(3)において同じ。)を踏まえた評価について記載すること。
- (2) 「(2) 法第9条第1項第3号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、次に掲げる事項について記載すること。
- ① 当該開示の状況が利用者にとって明確かつ平易な表現を用いたものになっていたかどうかについての評価
 - ② 第8条又は第11条第1項若しくは第2項に定める場合に該当するものと判断した場合において、当該判断に十分な理由があったかどうかについての評価
- (3) 「(3) 法第9条第1項第4号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示を踏まえた評価について記載すること。
- (4) 「(5) その他法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、自ら行った評価の方法(評価を行った部署、外部の意見を徴収した場合にあっては、その旨、自ら行った評価に関してKPIを設定した場合における当該KPIに関する事項その他の評価の方法に関する事項、特定デジタルプラットフォームの事業運営の方針や今後の展望を踏まえた自己評価等をいう。)その他の法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項について、任意に記載すること。

様式第3（施行規則第14条関係）

指定の取消しの申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法 人 名
法 人 番 号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

記

- 1 デジタルプラットフォームの名称
- 2 デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名^{※2}
- 3 デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地^{※2}
- 4 該当する事業の区分

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行令第1条の表の
第 号
- 5 申し出を行う理由^{※3}
 - 【 1 】 特定デジタルプラットフォームの提供を行わなくなったとき
 - 【 2 】 特定デジタルプラットフォームの事業の規模が法第4条第1項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

=====

（記載上の注意）

1. ■印の欄は、記載しないこと。
2. デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
3. 該当する番号に丸を付すこと。

様式第 4 （施行規則第15条関係）

表

		第		号	
		特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第12条第 4 項の規定による			
写真	（押出スタンプ割印）	立	入	検	査
		証			
		官職及び氏名			
		年	月	日	生
		年	月	日	交付
		発行者		印	

裏

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律抜粋
（報告及び検査）

第十二条 経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前条第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

三 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。